

令和8年9月10日

公 示 送 達 書

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明なため、民法第98条第2項、民事訴訟法第110条から第113条の規定に準じ公示します。

なお、この書類は、埼玉県北部環境管理事務所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 送達を受けるべき者

住所 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田975番地の5

氏名 船渡 康夫

2 送達する書類

令和8年8月21日付け 指令都計第541号 1通

3 書類を保管する場所

埼玉県熊谷市末広3-9-1

埼玉県北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当

(注) 民法第98条第2項、民事訴訟法第110条から第113条の規定に準じ、この公示をした日から2週間を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。